

# 東京経営大学通信教育部規程（案）

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 本規程は東京経営大学（以下「本学」という。）学則第6条第2項の規定に基づき、本学通信教育部に関する事項について定める。なお、この規程に定めがない事項については「東京経営大学学則」の規定を準用する。

### （通信教育課程に置く学部）

第2条 本学の通信教育課程は通信教育部と称し、経営学部経営マネジメント学科を置く。

### （通信教育課程の目的）

第3条 通信教育課程経営学部経営マネジメント学科では、組織として研究対象とする中心的な学問分野を経営学分野として、会計学・法律・情報分野に関する基礎的・基本的な知識と課題を探究し、解決する能力を修得させる。またデジタル社会の基礎知識として「数理・データサイエンス・AI」に関する基礎力など、持続可能な社会の創り手として経済活動を主体的・創造的に実践できる能力を育てることを教育研究上の目的とする。

### （定員）

第4条 通信教育課程の定員は次のとおりである。

課程	学部	学科	入学定員	3年次 編入学定員	総定員
通信教育課程	経営学部	経営マネジメント学科	350人	150人	1,700人

## 第2章 組織

### （経営戦略会議）

第5条 学長の諮問機関として経営戦略会議を置き、学長が議長を司る。

### （経営学部）

第6条 通信教育課程の教育組織は、経営学部の教員組織をもってこれに充てる。

### （事務組織）

第7条 本学に事務局を置き、入試広報、教務事務、学生支援、総務、情報システムに関する事務を行う。

### 第3章 修業年限及び在学年限、学年、学期

(修業年限及び在学年限)

第8条 本学通信教育課程正科生の修業年限は4年とする。

2 本学通信教育課程正科生は、8年を超えて在学することはできない。

(学年)

第9条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第10条 学年を2学期に分けて、次のとおりとする。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

### 第4章 教育課程及び履修方法

(授業科目及び単位数)

第11条 通信教育課程において開設する授業科目及び単位数は、東京経営大学学則別表(一)に定めるところによる。

(授業方法)

第12条 通信教育課程の授業は、印刷教材による授業とメディアを利用した授業(以下「メディア授業」という。)によって行う。

2 本学におけるメディア授業とは、インターネット等による通信手段により非同時に行われる授業で、授業終了直後に設問解答等による十分な指導を行い、かつ意見交換の機会を確保しているものとする。

3 メディア授業は、次の各号に定める要素を組み合わせて実施する。

(1) インターネット等による通信手段により画面等に表示する文字

(2) インターネット等による通信手段により音声再生装置等により発生する音声

(3) インターネット等による通信手段により画面等に表示する静止画

(4) インターネット等による通信手段により画面等に表示する動画

(単位の計算方法)

第13条 通信教育課程の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、15～30時間の授業をもって1単位とする。

(履修届)

第14条 学生は、履修しようとする授業科目を所定の期間内に届け出なければならない。

(その他)

第15条 前14条に規定するもののほか、教育課程及び履修方法に関し必要な事項は、経営学部教授会の意見を聴いて学長が決定する。

## 第5章 単位修得、成績評価、既習得単位の認定、卒業及び学位

(単位の授与)

第16条 履修科目の成績が合格と評価された者には、その科目の所定の単位を与える。

2 前項に規定するもののほか、本学が教育上有益と認めた学修による単位修得の認定に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(成績の評価)

第17条 成績評価の評語及び評価点は、90～100点を秀(SA)、80～89点を優(A)、70～79点を良(B)、60～69点を可(C)(59点以下)不可(D)としSA・A・B・Cを合格とし、Dを不合格とする。

2 成績評価の方法は単位認定試験、その他の方法によるものとする。

3 前条第2項の規定により単位を認定された場合の成績の評語はTとする。

(他大学又は短期大学における授業科目の履修)

第18条 本学通信教育課程において、教育上有益と認めるときは、学生が、本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において修得した授業科目の単位を、60単位を限度として本学通信教育課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学で修得した授業科目の単位認定に際しても準用する。

3 前1項の実施に関する必要な事項は別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第19条 本学通信教育課程において、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学通信教育課程における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学通信教育課程において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 前1項の実施に関して必要な事項は別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第20条 学生が本学通信教育課程に入学する前に大学又は短期大学等において履修した授業科目について 修得した単位を、本学通信教育課程の定めるところにより本通信教育課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は編入学の場合を除き、本学通信教育課程において修得した単位以外のものについては、第18条第1項及び前条第1項、第2項により本学通信教育課程において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(卒業)

第21条 通信教育課程に4年以上在学し、東京経営大学学則別表(一)に定める卒業・修了要件及び履修方法により124単位を修得した者には、経営学部教授会の意見を聴いて学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第22条 前条により卒業を認定した者に、学長は学士の学位を授与する。

2 学位及び学位の授与等に関し必要な事項は「東京経営大学学位規程」に規定する。

## 第6章 入学、3年次編入学、休学、復学、退学及び除籍

(入学時期)

第23条 入学の時期は、毎年4月又は10月とする。

(入学資格)

第24条 通信教育課程に正科生として入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を終了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程に

よる大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）

- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で 18 歳に達した者

(入学志願の手続)

第 25 条 入学を志願する者は、入学願書等所定の出願書類により、入学選考料を所定の期日までに納付し、所定の期間内に学長に願出しなければならない。

(入学合否判定)

第 26 条 入学志願者の合否判定は入試広報委員会において原案を作成し、経営学部教授会の意見を聴いて学長が決定する。

(入学手続及び入学許可)

第 27 条 前条の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、所定の書類を添えて、入学金及び授業料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に対し、入学を許可する。

(3 年次編入学)

第 28 条 次の各号の一に該当する者で、3 年次に編入学を志願するものについては、別に定めるところにより、選考のうえ経営学部教授会の意見を聴いて、学長が入学を許可する。

- (1) 短期大学（外国の短期大学及び、我が国における、外国の短期大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（短期大学相当）日本校）を含む。）を卒業した者
- (2) 高等専門学校を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程（修業年限が 2 年以上、総授業時数が 1,700 時間以上又は 62 単位以上であるものに限る）を修了した者
- (4) 修業年限が 2 年以上その他の文部科学大臣が定める基準を満たす高等学校専攻科修了者
- (5) 4 年制（または 6 年制）大学に 2 年以上在学していた者で、62 単位以上修得済みの者
- (6) その他、学長が特別に許可した者

(在学保証書)

第 29 条 入学を許可された者は、保証人連署の在学保証書を提出しなければならない。保証人は父母又は成人の親族とする。

(保証人の変更)

第 30 条 保証人を変更するとき又は保証人が住所を変えたときは、直ちにその届出をしなければならない。

(休学)

第 31 条 疾病その他の事由により、引続き 3 カ月以上修学することができない者は、保証人連署

の休学願を学長に提出し、学長の許可を得て、休学することができる。

- 2 疾病のため特に必要と認められた者については、学長は、休学を命ずることができる。
- 3 学納金を所定の納期までに納付しない者に対し、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第32条 休学は、引続き1年を超えることができない。ただし、特別の理由がある者については、学長の許可を得て、更に1年を限度として引続き休学することができる。

- 2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 3 休学期間は、在学年限に算入しない。

(復学)

第33条 休学者が復学しようとするときは、復学願を提出して、学長の許可を得なければならない。

- 2 復学は、学期の始めからとする。

(退学)

第34条 退学しようとする者は、その事由を明らかにし、保証人連署のうえ退学願を提出して、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、経営学部教授会の意見を聴いて学長が除籍する。

1. 休学期間が満了し復学の見込のない者
2. 学納金の納付を怠り、催促を受けてもなお納付しない者
3. 第8条第2項に定める在学年限を超えた者
4. 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

(その他)

第36条 前第31条から第35条に規定するもののほか、休学、復学、退学及び除籍に関し必要な事項は、経営学部教授会の意見を聴いて学長が決定する。

## 第7章 再入学、転学、転学及び編入学

(再入学)

第37条 正当な事由で退学した者が再入学を願い出たときは、選考のうえ学長が許可することができる。この場合には、既に履修した授業科目の全部又は一部について、学長が再履修を命ずることができる。

- 2 除籍された者が再入学を願い出たときは、前項に準ずるものとする。

- 3 再入学を許可された者は、「東京経営大学再入学制度運用規程」に定める所定の入学金及び授業料を納付しなければならない。
- 4 再入学の許可は、退学又は除籍後2年以内の者に限って行なわれる。

(転学)

第38条 本学から他の大学に転学を志望する者は、学長の許可を得なければならない。

(編入学)

第39条 3年次編入学以外に編入学を志願する者がいるときは、欠員のある場合に限って、学長は選考のうえ、経営学部教授会の意見を聴いて相当年次への入学を許可することができる。

- 2 本学に編入学を志願する者の既修得単位等の認定については、学長が別に定める。

(その他)

第40条 前第37条から第39条に規定するもののほか、再入学、転学、及び転入学に関し必要な事項は、経営学部教授会の意見を聴いて学長が決定する。

## 第8章 科目等履修生

(科目等履修生)

第41条 通信教育課程において開講する授業科目の一部を履修しようとする者がいるときは、教育研究に支障が無い限り、選考の上、科目等履修生として授業の履修を許可することができる。

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

## 第9章 学納金及び入学選考料

(学納金及び入学選考料)

第42条 学納金の種類、金額及び入学選考料は、東京経営大学学則 別表(二)に定めるところによる。

(学納金の納期)

第43条 入学金以外の学納金は、年額を分割して、次の納期に所定額を納付しなければならない。ただし、入学時の学納金は、入学手続に定める指定期日とする。

春季納期 4月1日より4月20日まで

秋季納期 10月1日より10月20日まで

- 2 前項の定めは、年額を一括して入学学期の納期に納付することを妨げない。
- 3 入学金は、入学手続に定める指定期日に全額を納付しなければならない。

(休学中の学納金)

第44条 休学者については、休学期間中に納期の到来する授業料を免除する。

- 2 前項により免除される授業料を既に納付した休学者に対しては、その授業料を還付する。
- 3 第31条第1項により休学する者は、休学が許可になった日から1週間以内に、つぎの休学在籍料を納付しなければならない。ただし、特別な事情がある場合、休学在籍料を半額減免することができる。この半額減免の許可は、経営学部教授会の議を経て学長が行う。

休学在籍料（休学期間が1学期につき）	20,000円
--------------------	---------

(学納金の不還付)

第45条 既納の入学選考料、入学金、授業料は、前条第2項の場合を除き、いかなる事情があっても還付しない。ただし、入学手続に定める指定期日までに、返還の申請手続を行なった場合は、授業料を還付する。

## 第10章 賞 罰

(表彰及び懲戒)

第46条 学生への表彰及び懲戒については、懲戒委員会の意見を聴いて学長が行う。

## 第11章 改 正

(規程の改正)

第47条 本規程の改正は、経営戦略会議の議を経て、学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日より施行する。
- 2 第4条に定める収容定員は、同条の規定にかかわらず、令和7年度から令和9年度までは、次のとおりとする。

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
総定員	500人	1,000人	1,350人